

東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会総会
における会長報告事項

東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会正・副会長会議において、協定類の内容どおりの履行の合意にいたらなかった。

については、「東海道新幹線新駅設置工事に係る協定類に基づいた履行の諾否の期限及び解除の猶予等に関する覚書（以下「覚書」という。）」第2条第2項の規定中の、また以下の場合に該当することに伴い、今後の諸課題に対する県の基本的な方針として、以下のとおり報告する。

- 1 「東海道新幹線米原・京都間452km050m 付近における新駅設置に係る協定書」に基づき、草津市、守山市、甲賀市、野洲市および湖南市（以下「5市」という。）ならびに栗東市が負担した工事費（以下「工事費負担金」という。）等の清算の方針は、次のとおりとする。
 - (1) 滋賀県は、5市がそれぞれ支出した工事費負担金（覚書第3条の規定による清算後の額とする。）を負担する。なお、大津市が支出した観光振興事業協力金についても、当該負担の趣旨を踏まえ取り扱う。
 - (2) 栗東市が支出した工事費負担金等の清算に関して、滋賀県と栗東市は、別途協議する。
- 2 栗東新都心土地区画整理事業に対する滋賀県の支援に関して、正・副会長会議の議論を踏まえ、滋賀県と栗東市は、具体的な協議をする場を設ける。
- 3 滋賀県、栗東市、5市等で構成する（仮称）南部地域振興会議を設置し、「県南部地域における地域振興の方向性に関する県の考え方（案）」を基に、具体的な振興策等を検討する。
- 4 滋賀県は、協定類の終了に係る諸課題を考慮し、当分の間、東海道新幹線新駅等施設整備促進基金を存置する。